

## 三川町猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。第3条において「法」という。）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫及び適正管理が困難な猫の無秩序な繁殖を抑制し、町民の動物愛護と適正な管理に関する意識の啓発を行うとともに、人と猫との調和のとれた共生社会を実現するため、町内に生息する飼い主のいない猫及び適正管理が困難な猫の不妊、去勢手術等に要する経費を負担した町内在住者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 獣医師（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師をいう。）が実施する雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (2) 去勢手術 獣医師が実施する雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 耳カット施術 不妊手術又は去勢手術済の猫であると識別するため、獣医師による猫の片方の耳をV字カットする施術をいう。
- (4) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水、生活面等の世話をを行い、管理している猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫 町内に生息する飼い猫以外の猫をいう。
- (6) 町内在住者 町内に居住し、かつ、本町が備える住民基本台帳に登録されている者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、次に掲げる個人及び団体とする。ただし、補助金の対象となる猫（以下「対象猫」という。）であることを十分に調査し、補助対象者の属する世帯（団体の場合は、団体構成員）以外の町内在住者1人以上から確認を得られる者とする。

- (1) 飼い主のいない猫に対し、動物病院で不妊去勢手術を受けさせようとする町内在住者又は町内で活動する団体（町内会又は町内に事務所若しくは住所を有する団体に限る。）
- (2) 住民により飼育されている猫であって、近隣に糞尿等の迷惑を及ぼしており、かつ飼い主が経済的理由その他やむを得ない事情により、当該猫の繁殖制限措置を講ずることが困難と認められる住民税非課税世帯の者
- (3) その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、法に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち、猫等の販売を営む者は補助対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に、国、県その他団体から同様の補助を受ける者は補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、対象猫の不妊手術又は去勢手術及び耳カット施術に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象猫1頭につき、不妊手術にあつては14,000円、去勢手術にあつては7,000円とする。ただし、手術費が補助金額に満たない場合は、手術費をもって補助金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、申請者と別世帯の町内在住者から対象猫か確認を受けたうえで、三川町猫不妊去勢手術費交付申請書(様式第1号)を事前に町長に提出しなければならない。

2 申請頭数が2頭以上の場合は、三川町猫不妊去勢手術費補助金対象個体一覧(様式第2号)も併せて提出するものとする。

3 第3条第1項第2号に該当する者は、同意書(様式第3号)も併せて提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があつたときは、内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、三川町猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知しなければならない。

2 審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、三川町猫不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(手術の実施等)

第8条 申請者は、前条の規定により補助の対象とされた猫について、手術を行うものとする。

(完了報告)

第9条 申請者は、手術を行った日から起算して30日を経過する日又は補助金申請年度の3月末日までに、三川町猫不妊去勢手術費補助金完了報告書(様式第6号)及び三川町猫不妊去勢手術費補助金交付請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 対象猫の正面を含む全身の写真

(2) 耳カット施術を実施したことが分かる写真

(3) 領収書及び手術費の内訳が分かる書類(診療明細書等)

(4) 振込先通帳の写し(金融機関、支店名、口座番号、口座名義人が分かるもの)

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けたときは、内容を審査し、完了と認めたときは、速やかに三川町猫不妊去勢手術費補助金交付額確定通知書(様式第8号)によりその旨を申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、交付した補助金について適正を欠くと認めたときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。